

## 新型コロナの影響を受け、住宅ローン減税の条件緩和

- ・住宅ローン減税とは・・・住宅ローンを借りて住宅を取得した場合、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税から控除する制度です。

### 【主な要件】

1. 自らが居住するための住居
2. 床面積が50㎡以上
3. 合計所得金額が3000万円以下
4. 住宅ローンの借入期間が10年以上
5. 住宅取得から6か月以内に入居
6. 令和3年12月31日までに入居

等

なお消費税10%の住宅を取得した場合は控除期間が13年間に延長されます。

(令和元年10月1日～令和2年12月31日まで入居した場合です。)

→しかし新型コロナの影響で入居が遅れてしまう！

そこで今回の特別措置は入居条件を緩和！

(ケース1) 新型コロナウイルスの影響により令和2年12月31日まで入居できないとき  
→下記の要件を両方満たし令和3年12月31日まで入居すれば控除期間13年間の特例が受けられます。

- ・要件1、一定の期日まで契約が行われていること
  - ・注文住宅を新築する場合：令和2年9月末まで
  - ・分譲住宅や既存住宅を取得する場合、増改築する場合：令和2年11月末まで
- ・要件2、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅の入居が遅れたこと

(ケース2) 既存住居を取得後に行った増改築工事が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ、入居期限(住宅取得してから6か月以内)に間に合わないとき

→下記に要件を両方満たすと入居期限が「増改築完了の日から6か月以内」となります。

- ・要件1、以下のいずれか遅い日までに増改築の契約が行われていること
  - ・住宅取得の日から5か月後まで ※取得の日より前でも可
  - ・関連税制法案の施行日から2か月後(令和2年4月30日～6月29日)まで ※施行日より前でも可
- ・要件2、新型コロナウイルス感染症の影響によって増改築後の住宅の入居が遅れたこと

詳しい情報は国土交通省 HP を確認してください

URL: [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)